



町内で進む光ファイバの架設工事

町民の皆さんが地デジを視聴するため、町は皆さんからの加入申込みを受けて光ファイバを利用してテレビ放送を各家庭に再送信することになります。

さて、一番気になるのは「お金はどのくらいかかるの？」光ファイバを引き込むこと、テレビなどの準備、ブロードバンドも受けたい、テレビ組合は……。といったどのくらいかかるのか、現時点でお知らせできる範囲で、皆さんの疑問にお答えします。

加入者の負担	一時的	☆ 加入者負担金 町が提供するサービスを受けるために行う引き込み工事等にかかる経費の一部として63,000円程度の加入負担金を想定していますが、加入促進期間を定めて、その期間内に加入申込があった場合は、全額免除とする方向で検討しています。
	継続的	☆ 加入者使用料 一般世帯の加入者の月額使用料は、1,000円程度を上限に検討しています。 ☆ NHK受信料 これまでと同様に、各自お支払いいただくことになります。
テレビを視聴するための個人の負担	☆ 視聴するための機器 視聴するためには、「地デジ対応テレビ」か「地デジ専用チューナー」などの機器を各自準備していただくことになります。 ☆ 宅内配線工事 町が整備する工事の範囲は、光回線終端装置（テレビ受信用）から1端子(1ケーブル)分まで、引き込まれた部屋から他の部屋へ引き込むための分配器や配線工事にかかる経費は、利用する皆さんが負担することになりますが、既存の配線等の状況によっては、そのまま利用できる場合もあります。	
テレビ共同受信施設組合の負担	☆ 既存テレビ共同受信施設等の撤去 平成23年7月24日までは、既存の共同受信施設等は維持していただくことになり、それ以降は、共同受信施設等は撤去していただくことになります。施設の撤去費用や各種届出（施設の廃止届、NTT柱、電力柱に対する添架契約の解除）は、各組合において対応していただくことになります。 なお、撤去にかかる費用は、作業方法、規模などにより差はありますが、一般的には基盤整備の際にかかった経費の3～4割程度の費用になるといわれています。	

◎ ブロードバンドサービスを利用する方

通信事業者に対する加入者負担	☆ 初期費用 通信事業者が提供するサービスを受けるために契約料として840円（税込）と引き込み工事等の経費として28,455円程度（税込）が必要となりますが、新規加入キャンペーンなどで工事料金が無料となる場合があります。（ただし、上記金額は一般的な工事金額のため、工事内容によっては別に工事費がかかる場合があります） また、現在使用している加入電話を休止し、ひかり電話に同番号移行で変更する場合は、別に3,150円（税込み）がかかります。
	☆ 加入者使用料 通信事業者が提供する一般的なサービスメニューを利用した場合、月額5,460円（税込み）、プロバイダ利用料として月額525円（税込み）～必要になります。

※ブロードバンドに関する費用は現時点のものであり、今後変更される場合があります。

特集 4

費用はどのくらいかかるの？
毎月の使用料をどのくらい負担いただきます

特集 3

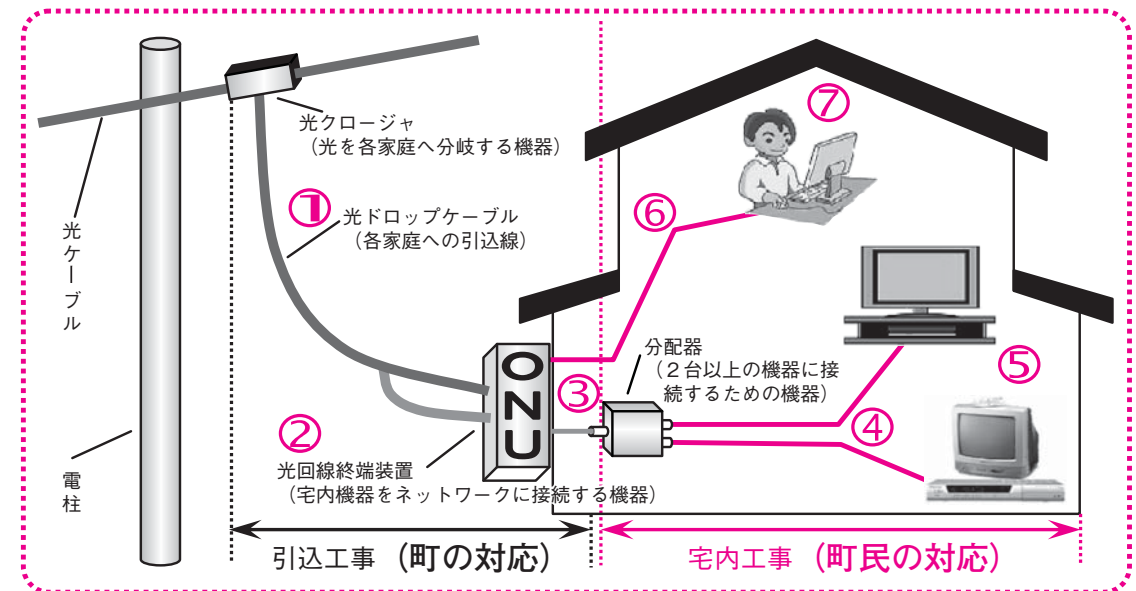
光ファイバって？何ができるの？
地デジの再送信とブロードバンドも

町は、今進めている地域情報化基盤の光ファイバ網を利用して、各家庭に地上デジタル放送を再送信します。

これにより、各家庭・テレビ組合などでは、新たな受信設備の整備が必要なくなるほか、町からのお知らせなどのデータ放送サービスも受けることができます。また、町内全域において高速ブロードバンドサービスの提供を受けられるようになります。

町	通信事業者	提供するサービス
<p>《地上デジタル放送の各家庭への再送信》 県内で放映されている地上デジタル放送（NHK総合、NHK教育、岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ）の再送信</p> <p>《データ放送》 町からのお知らせなどを文字や画像などを用いて放送</p>	<p>《ブロードバンドサービス》 通信事業者が提供するブロードバンドサービスで、最大通信速度は上り下りとも100Mbps（各戸に設置する光回線終端装置と収容局の間は、最大1G(ギガ)bps)</p> <p>《その他のサービス》 ブロードバンドサービスのほか、通信事業者が提供する「ひかり電話」などのさまざまなサービスが受けられます。（通信事業者との契約が必要）</p>	

【地デジ視聴・ブロードバンド利用のための基盤イメージ図】



それぞれの対応

町民	<p>宅内工事と機器購入</p> <p>④ 1端子目からの分岐と各部屋へ引き込む宅内配線(テレビ受信用:2端子目以降)</p> <p>⑤ 地デジ対応テレビまたは地デジ専用チューナー</p> <p>⑦ パソコン（ブロードバンドサービスを受ける人）</p>
町	<p>町民の皆さんから町への加入申込みにより行う引込工事</p> <p>① 光ドロップケーブル（テレビ受信用）の家屋への引き込み線</p> <p>② 光回線終端装置(テレビ受信用)の家屋への設置（電源供給に伴う、電源工事を含む）</p> <p>③ 光回線終端装置からの家屋への引き込む宅内配線(テレビ受信用:1端子のみ)</p>
通信事業者	<p>通信事業者との契約で行われる工事</p> <p>① 光ドロップケーブル(ブロードバンド用)の家屋への引き込み</p> <p>② 光回線終端装置(ブロードバンド用)の家屋への設置(電源供給に伴う電源工事を含む)</p> <p>⑥ 光回線終端装置から家屋へ引き込む宅内配線(ブロードバンド用)</p>